

# 財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 群馬県 東吾妻町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
2,463	2,487	242	5,192

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	8,870	8,448	422	313	383	10,552	
地域開発事業特別会計	29	26	3	3	21	467	
一般会計等	8,884	8,459	425	316		11,019	

「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計(事業勘定)	1,766	1,708	58	58	74	-	-	
国民健康保険特別会計(施設勘定)	87	85	2	2	9	33	3	
介護保険特別会計	1,072	1,052	20	20	153	-	-	
後期高齢者医療特別会計	171	171	0	1	58	-	-	
老人保健特別会計	261	222	39	39	-	-	-	
特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計	238	231	7	7	36	44	7	
水道事業会計	202	196	6	213	13	1,303	61	法適用企業
国民宿舎事業会計	257	276	19	10	98	557	292	法適用企業
簡易水道特別会計	71	65	6	5	38	227	158	
下水道事業特別会計	559	556	3	3	176	3,482	2,834	
公営企業会計等 計				338		5,646	3,355	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。

2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。

3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。

4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

5. 純損益(形式収支)は総収益(歳入)から総費用(歳出)を差し引いたものであり、端数処理の関係で資金剰余額/不足額(実質収支)と一致しない項目がある。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
吾妻広域町村圏振興整備組合(一般会計)	1,516	1,458	58	58	16	1,276	121	
吾妻広域町村圏振興整備組合(農業共済)	268	266	2	94	26	-	-	法適用企業
吾妻広域町村圏振興整備組合(病院事業)	967	964	3	669	-	-	-	法適用企業
吾妻東部衛生施設組合	875	839	36	36	-	1,265	276	
烏帽子山植林組合	2	2	0	0	-	-	-	
群馬県市町村会館管理組合	309	293	16	16	61	-	-	
群馬県市町村総合事務組合	7,825	7,376	449	449	1,100	-	-	
群馬県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	1,485	1,435	50	50	-	-	-	
群馬県後期高齢者医療広域連合(事業会計)	157,925	149,203	8,722	8,706	1,801	-	-	
一部事務組合等 計				10,078		2,541	397	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
岩櫃ふれあい公社	3	30	5	-	-	-	-	-	
東吾妻町土地開発公社	0	12	5	-	-	-	30	7	
地方公社・第三セクター等 計			10	0	0	0	30	7	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄に当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A
財政調整基金	454	580	126
債 債 基金	102	28	74
その他充当可能基金	1,525	1,520	5
充 当 可 能 基 金 計	2,081	2,127	46

(注) 1. 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

2. 「充当可能基金計」は、基金区分毎に端数処理を行っているため、縦計と一致しない場合がある。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A	早期健全化基準	財政再生基準	資金不足比率(公営企業会計)	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A
実 質 赤 字 比 率	6.09	6.08	0.01	14.88	20.00	水道事業会計	-	-	-
連 結 実 質 赤 字 比 率	12.71	12.57	0.14	19.88	40.00	国民宿舎事業会計	-	5.1	5.1
実 質 公 債 費 比 率	19.3	18.5	0.8	25.0	35.0	簡易水道特別会計	-	-	-
将 来 負 担 比 率	181.5	174.1	7.4	350.0		下水道事業特別会計	-	-	-
財 政 力 指 数	0.45	0.47	0.02						
経 常 収 支 比 率	93.7	94.3	0.6						

(注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(-)で表示している。

2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。

3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。

4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。